

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年09月26日

平成20年9月26日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

富山県議会議長
四方正治

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

雇用促進住宅については、規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に、多くの混乱が生じている。

各自治体などでは、公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められているが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じている。

よって、国会並びに政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備するとともに、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
- 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、入居者説明会を急ぐこと。
- 3 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。
- 4 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年09月29日

平成20年9月29日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
国土交通大臣

長野県議会議長

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

独立行政法人雇用・能力開発機構が所有・運営する雇用促進住宅については、閣議決定に基づき、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了することとされているが、さらに、売却を加速化させるための措置として、全住宅の2分の1程度を前倒して廃止決定することとなった。

本年4月1日までに約5割に当たる780余の雇用促進住宅が廃止決定されているが、突然、入居者に書面で廃止方針が伝えられるなど、現場では多くの混乱が生じており、入居者の間で不安が広がっている。

こうした混乱や不安を解消するためには、入居者に対する丁寧な説明はもとより、退去を求められても転居先の確保が困難な入居者の立場に配慮したきめ細かな対応が求められている。

よって、政府においては、転居のための情報提供体制や相談体制の整備・充実を図るとともに、転居先の確保が困難といった特別な事情に対する弾力的な対応や公営住宅等への入居に関する自治体との連携強化等、雇用促進住宅の退去困難者への支援を強化するよう強く要請する。

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化等に関する意見書**

平成20年10月03日

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3カ年計画」や「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じている。

各自治体などでは、公営住宅への優先入居の取り扱いを行うなどの取り組みが進められているが、とりわけ転居先の確保が難しい長期入居者などに大きな不安が生じているところである。よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 雇用促進住宅入居者への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含め、転居先などの情報提供を充実すること。
- 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定されることから、猶予期間を確保できるように入居者説明会を急ぐこと。
- 3 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応が行われるよう地方自治体との連携を強化すること。
- 4 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。
- 5 住宅の地方自治体への譲渡に関しては、固定的な価格提出に固執することなく、柔軟な態度で地方自治体当局と協議をつくり、入居者にとって最善の結果が得られるようにすること。
- 6 低賃金等によりアパートなどの住居を確保できない人々の住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用方法を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 鳩山邦夫 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿
内閣官房長官 河村建夫 殿

石川県議会

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年10月9日

雇用促進住宅については、規制改革3カ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じております。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められておりますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じております。

政府においては、以下の取り組みについて特段の配慮をされるよう要請いたします。

記

1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
2. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。
3. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月9日

青森県議会

(提出先)

衆議院議長

河野 洋平

参議院議長

江田 五月

内閣総理大臣

麻生 太郎

厚生労働大臣

舛添 要一

意見書・決議**雇用促進住宅の整理等に対して適切な措置等を求める意見書**

平成20年10月09日

昨年末に独立行政法人整理合理化計画により、雇用促進住宅に関して、平成二十三年度までの廃止予定住宅数について、「全住宅数の二分の一程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる」と閣議決定されたところである。

これに伴い、雇用・能力開発機構からは、関係市町村に対して、平成二十年度末までに譲渡希望について回答するよう求めており、関係市町村が譲渡を希望しない場合で、かつ民間への売却が不調の場合には、当該住宅は廃止されることとなっている。

このような中、具体的な廃止・売却等の事務が進むにつれて、入居者に大きな不安や混乱が生じている。また、関係市町においては、住宅購入費のみならず、その後の維持管理費等に対する財源確保など、購入の検討に当たって十分な情報もなく、その対応に大変苦慮している状況である。

よって国におかれては、次の事項について早急に措置を講じられるよう、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

- 一 入居者への対応に当たり、譲渡・廃止問題に関する経緯、状況等を十分に説明するとともに、入居住宅が廃止される場合には、円滑な退去・転居等が可能となるよう適切な措置を講じること
- 二 関係市町との譲渡協議の対応に当たり、関係市町の意見、意向に十分配慮するとともに、市町が取得する場合には、維持管理等も含め大きな負担とならないよう適切な措置を講じること

平成二十年十月九日

岐阜県議会議長

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、行政改革担当大臣

意見書:決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年10月10日

雇用促進住宅については、規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、平成20年4月1日付で廃止決定された650住宅について、退去を求める突然の通知文の配布などにより、現場に多くの混乱が生じている。

高齢世帯や転居先のない長期入居者などに大きな不安と、入居者の現状と意向を把握しないままの一方的な手法に大きな疑問が生じている。

よって、政府ならびに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 入居者の現状と意向を把握し、抜本的に手法を見直すこと。
2. 現在、雇用促進住宅へ入居している方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実させること。
3. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう、個々に対する丁寧な対応、入居者説明会を急ぐこと。
4. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え、転居先が決まらない入居者については、転居先が定まるまでの期間猶予など、十分な配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

滋賀県議会議長 上野幸夫

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年10月10日

雇用促進住宅については、規制改革推進のための3ヵ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成23年度までに全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付けで新規入居停止を行った650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じている。

各地方自治体などでは公営住宅の優先入居の取扱いを行うなどの取組みが進められているが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 現在、雇用促進住宅へ入居している方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
- 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。
- 3 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。
- 4 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

福島県議会議員 遠藤 忠一

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化を求める意見書**

平成20年10月14日

雇用促進住宅については、平成19年2月時点で1,532住宅3,838棟に約35万人が居住していたが、15年間で同住宅を譲渡・廃止するとの方針が出され、さらに、「規制改革推進のための3か年計画」及び「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされた。本年4月1日付けで廃止決定された650住宅では、退去を求める入居者説明会などが開催されており、入居者の間に多くの混乱が生じている。

各自治体などでは入居者に公営住宅の優先入居の取扱いを行うなど、対応に苦慮しているところであるが、高齢などにより転居が困難な長期入居者などを中心に大きな不安が生じている。

よって政府は、雇用促進住宅の退去困難者への支援を強化するため、次の事項について早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 雇用促進住宅入居者への相談体制を早急に整備すること。また、民間も含め転居先などの情報提供体制を充実すること。
- 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定されることから、猶予期間を確保できるように入居者説明会を早急に実施すること。
- 3 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を図ること。
- 4 長期入居者のうち、高齢など困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月14日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣 殿
(規制改革)
行政改革担当大臣

神奈川県議会議員 榎本与助

意見書・決議**雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書**

平成20年10月24日

労働者の地域間移動の円滑化を図るために、勤労者向け住宅として独立行政法人雇用能力開発機構が設置した雇用促進住宅は、兵庫県下に67住宅、5,992戸あり、本県民への住宅供給の一端を担っている。

しかしながら、雇用促進住宅については、国の規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された全国で650住宅ある雇用促進住宅の入居者の間では多くの混乱が生じている。

県下市町などでは、退去者に対して公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなどの取り組みが進められているが、県営・市町営住宅等で、すべての退去者を受け入れることは困難であり、とりわけ転居が難しい長期入居者などに大きな不安が生じている。

よって、国におかれては、雇用促進住宅入居者を一方的に退去させることにならないよう配慮し、退去困難者への支援を行うために、以下の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雇用促進住宅のすべての入居者に対して説明会を開催するとともに、相談体制を早急に整備し、民間住宅の活用も含めた転居先などについての情報提供を充実すること。
- 2 転居が困難な入居者、あるいは定期借家契約が年内に切れるような入居者については、一方的に退去させることにならないよう配慮し、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。
- 3 まずは都市再生機構住宅への優先入居の措置を講じること。また、県営・市町営住宅等で受け入れる場合は、当該設置主体の自治体への財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(規制改革)

兵庫県議会議長 釜谷研造